平成２８年（フ）第１７１号
三重県四日市市桜花台２丁目18番地７
債務者　篠後　　慧
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第５１２号
京都市上京区堀川通上立売下る北舟橋町866番地今出川堀川団地903号
債務者　髙田　昌彦
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８９３号
京都市山科区西野様子見町１番地２　山科市営住宅３棟1162
債務者　大西　邦子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８９７号
京都市伏見区中島御所ノ内町70番地
債務者　竹内　　衛
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
奈良県生駒郡斑鳩町神南５丁目８番４号
債務者　堀井　敬太
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１４０号
徳島県徳島市南昭和町６丁目55番地　カサコモダ６　102号、住民登録上の住所徳島県徳島市南昭和町６丁目55番地　カサコモダ102号
債務者　中川　　章
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４８号
徳島県徳島市住吉４丁目３番64―102号　ラヴィータ博愛Ⅲ
債務者　胡麻　宏征
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９８号
愛媛県松山市鷹子町520番地１　Ｆａｌｃｏ　ｂａｍｂｉｎｏ307号
債務者　三宅　陽子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２８号
愛媛県松山市南久米町522番地４
債務者　大田　由美
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４０号
愛媛県松山市桑原７丁目５番41号
債務者　藤原　利恵
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４１号
愛媛県松山市石手２丁目７番47号　第21杉フラット201号
債務者　横石　孝典
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４３号
愛媛県松山市和泉北４丁目４番４号　アトムマンション朝生田Ⅲ603号
債務者　松田　繁典
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７８号
福岡県久留米市本町194番地　ルピナス102号、前住所福岡県久留米市本町13番地26　ロマネスク六ツ門301号
債務者　島　　耕作
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１８１号
福岡県小郡市小郡630番地53、前住所佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀973番地１
債務者　松本　　晃
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第５９号
福岡県田川郡赤村大字赤4333番地１
債務者　鈴本百合男
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第６０号
福岡県田川郡赤村大字赤4333番地１
債務者　鈴本ミチ子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第２９８号
熊本県菊池郡大津町大字矢護川1961番地６
債務者　芹川　靖子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係